

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十号

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年十月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「のビラ（奈良県知事の選挙の場合に限る。」を「及び第四号のビラ（」に改める。

第二条中「この条、第四条、第五条、第六条及び第八条において」を削る。

第五条の二中「奈良県知事の選挙における」を削り、「第四百二十二条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「同号」を「当該各号」に改める。

第五条の四中「奈良県知事の選挙における」を削り、「第四百二十二条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（再選挙の場合における特例）

第九条 奈良県知事の選挙の一部無効による再選挙に第五条の二及び第五条の四の規定を適用する場合には、第五条の二中「法第四百二十二条第一項第三号及び第四号に定める枚数を超える場合には、当該各号」とあるのは「公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第三百三十二条の四第一項の表法第四百二十二条第一項第二号又は第三号のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄」と、第五条の四中「法第四百二十二条第一項第三号及び第四号」とあるのは「公職選挙法施行令第三百三十二条の四第一項の表法第四百二十二条第一項第二号又は第三号のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄」とする。

2 奈良県議会議員の選挙の一部無効による再選挙に第五条の二、第五条の四、第六条及び前条の規定を適用する場合には、第五条の二中「法第四百二十二条第一項第三号及び第四号に定める枚数を超える場合には、当該各号」とあるのは「公職選挙法施行令

(昭和二十五年政令第八十九号) 第三百三十二条の五第一項の表法第四百二十二条第一項第四号のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄に定める枚数を超える場合には、当該下欄」と、第五条の四中「法第四百四十二条第一項第三号及び第四号」とあるのは「公職選挙法施行令第三百三十二条の五第一項の表法第四百二十二条第一項第四号のビラの数の項中同表の下欄に掲げる再選挙の行われる区域の区分に応じそれぞれ当該下欄」と、第六条中「選挙区又は選挙が行われる区域(以下「選挙区等」という。)」とあるのは「選挙が行われる区域」と、前条中「選挙区等」とあるのは「選挙が行われる区域」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の奈良県議会議員及び奈良県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。